

学校法人白鷗大学ハラスメント等通報制度取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 学校法人白鷗大学(以下「本法人」という。)は、公益通報者保護法(令和2年法51号改正)に従い、本法人内部における公益通報制度を整備し、いわゆる「パワハラ防止法」と称される労働施策総合推進法(令和2年法第14号改正)、及び、いわゆる「セクハラ防止法」と称される男女雇用機会均等法(令和元年法第24号改正)、並びに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律(令和3年法律第57号)に定められた事業者の措置義務等の責務を本法人が果たすために、学校法人白鷗大学ハラスメント等通報制度取扱規程(以下「本規程」という。)を定める。

(定義)

第2条 本規程に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)公益通報

公益通報者保護法の定義では、労働者が犯罪事実又は一定の法令違反行為を事業者が設置した受付窓口に通報することとされているが、本規程では、同法よりも広く、本法人の構成員が、ハラスメント及び児童生徒性暴力等につき、本法人が設けた相談窓口に通報する場合も含む。

(2)ハラスメント

ハラスメントとは、一般に迷惑行為を指す用語であるが、各種法律においても明確な定義規定は置かれていないので、本規程においては一応、典型的に以下のとおり定義するが、民法上の不法行為を構成する非典型的なハラスメントもあるので、これらの典型的なハラスメントに限定するものではない。

①パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、職責上優越的な関係を背景とした言動であつて業務上あるいは指導上必要かつ相当な範囲を超えた結果、相手方の就業環境又は心身の状態が害されることをいう。

②セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的言動により、相手方に不快感や不利益を与え、修学、就労又は教育・研究・学習の環境を害することをいう。

③アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育及び研究の場において、教育職員等優越的な地位にある者が、その教育研究上の地位を利用して、学生等これに従うべき者に対して不適切な言動、指導又は処遇を行うことによって、その勉学若しくは研究意欲を低下させ、又はその学習若しくは研究環境を悪化させることをいう。

④その他の非典型的ハラスメント

上記の定義に当てはまらないものの民法上の不法行為を構成する言動であって、当該言動が社会通念上許容される限度を超えてなされる結果、相手方の人格と尊厳を著しく傷つけることをいう。

(3) 児童生徒性暴力

教育職員等による児童生徒性暴力防止法の定義では、刑法上の犯罪である強制性交罪や強制わいせつ罪の他、児童ポルノ法違反(児童生徒の裸体写真の所持の禁止など)、青少年健全育成条例違反(盗撮の禁止など)の刑事処罰の対象となる行為に加えて、刑事処罰の対象とはならない「児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものをする事」も含まれる。本規程においても、この定義に従う。

(4) 教職員等

① 教員

教員とは、勤務形態にかかわらず、本法人傘下の各教育機関(白鷗大学、白鷗大学足利高等学校、同足利中学校、及び白鷗大学はくおう幼稚園を指す。以下「各教育機関」という。)に雇用されているすべての教員をいう。大学の学長及び大学教員の他、教育職員(教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員)、学校長(校長を含む)、副校長(副園長を含む)、教頭、実習助手を含む。

② 職員

職員とは、勤務形態にかかわらず、本法人及び各教育機関に雇用されているすべての職員をいう。なお、本法人の理事長、理事、評議員といった法人役員をも含む。

③ 客員研究員

名称の如何を問わず客員研究員等の本法人が一時的に受け入れた研究者をいう。

(5) 学生等

① 学生

学生とは、大学の各学部等に在籍している学生の他、大学院生、交換留学生、科目等履修生、及びこれに準ずる者を含む。

② 児童・生徒

本法人傘下の中学校及び高等学校等に在籍している生徒の他、本法人傘下の幼稚園等に在籍する幼稚園児をも含む。

(6) 業者等関係者

委託業者等、本法人及び各教育機関において業務上の関係を有する外部の事業者をいう。

(本規程の適用範囲)

第3条 本規程は、前条において定義した教職員等、学生等及び業者等関係者のすべて(以下「本法人の構成員」という。)の相互間における行為に対して適用される。

(本法人の責務)

第4条 本法人は、ハラスメント及び児童生徒性暴力等の防止のための啓発教育・研修等の措置

を講ずるとともに、上記各行為の早期発見のために本法人内部に公益通報を受け付ける相談窓口を設置し、ハラスメント及び児童生徒性暴力等の事実が疑われるときには、スクール・ロイヤー、スクール・カウンセラー等の専門家を活用して、速やかな被害者の救済と加害者の処分等の是正措置を講ずるように努める。

(本法人の構成員の責務)

第5条 本法人の構成員は、ハラスメント及び児童生徒性暴力等をしてはならない。

- 2 本法人の構成員は、本法人の構成員によるハラスメント及び児童生徒性暴力等の事実が疑われるときは、本法人の公益通報窓口に通報するよう努めなければならない。
- 3 本法人の構成員は、ハラスメント及び児童生徒性暴力等を受けてその救済を求めることを申し出た者に対し、真摯に対応しなければならない。この場合において、本法人の構成員は、申出人の個人的秘密その他の権利に十分配慮しなければならない。

(公益通報窓口の設置)

第6条 本法人は、公益通報を受け付ける相談窓口を、各教育機関の事務局内に設置する。ただし、各教育機関において、既存の相談窓口に対し、公益通報を受け付ける相談窓口の職務を兼務させることを妨げない。

- 2 本法人は、公益通報を受け付ける相談窓口を、外部通報窓口として外部の専門家へ委託することができる。

(ハラスメント等防止委員会の設置)

第7条 本法人は、本規程に基づき、各教育機関の公益通報窓口寄せられたハラスメント及び児童生徒性暴力等に関する具体的な事案に適切に対応するため、各教育機関に仮称「ハラスメント等防止委員会」を設置する。ただし、各教育機関において、既存の常置委員会に対し、仮称「ハラスメント等防止委員会」の職務を兼務させることを妨げない。

- 2 仮称「ハラスメント等防止委員会」の組織及び運営については、各教育機関において別に定める規程による。
- 3 仮称「ハラスメント等防止委員会」は、公益通報窓口寄せられたハラスメント及び児童生徒性暴力等に関する具体的な事案につき、事実関係の調査を行うとともに、必要な対策を検討し、被害者の救済と加害者の処分等の是正措置を、本法人理事長及び当該教育機関の長に対し提言する。

第2章 公益通報窓口における業務

(公益通報窓口への救済の申出)

第8条 本法人の構成員は、自らがハラスメント及び児童生徒性暴力等の被害を受けたときは、いつでも、本法人が設置したいずれかの公益通報窓口(所属する教育機関の公益通報窓口に限らない)に通報して、被害の救済と加害者に対する処分等の措置を求めることができる。

- 2 本法人の構成員は、自らが当事者であるか否かを問わず、ハラスメント及び児童生徒性暴

力等の事実につき、いつでも、本法人が設置したいずれかの公益通報窓口(所属する教育機関の公益通報窓口に限らない)に相談することができる。

(相談業務)

第 9 条 各教育機関は、公益通報窓口相談及び救済の申出に対応する相談員を置く。この場合において、学外の専門的知見を有する第三者を専門相談員として置くことができる。

- 2 各教育機関は、公益通報窓口が行う相談業務において、相談者の秘密が保たれ安心して相談できるよう環境整備に配慮するものとする。
- 3 相談員は、公益通報窓口で相談及び救済の申出を受けたときは、その内容を速やかに、当該教育機関の仮称「ハラスメント等防止委員会」に報告しなければならない。
- 4 相談員は、関係者の個人的情報及び名誉その他の権利を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 3 章 ハラスメント等防止委員会における措置

(事実調査)

第 10 条 各教育機関における仮称「ハラスメント等防止委員会」(以下「委員会」という。)は、相談員から第 9 条 3 項の報告を受け、又は自らの職権に基づき、ハラスメント及び児童生徒性暴力等に該当する疑いのある具体的な事案が発生したと認めるときは、可能な限り事実調査を行う。この場合に、学外の専門的知見を有する第三者に事実調査を委ねることができる。

- 2 前項の事実調査は、中立公正な立場で、客観的な事実を明らかにするものでなければならない。

(委員会による措置と意見)

第 11 条 委員会は、前条の事実調査の結果に基づき、被害を申し出た者の救済のために必要と認めるときは救済措置を検討し、また、加害行為をしたと認定した者に対し制裁が必要と判断したときは是正措置又は処分を検討し、委員会としての意見を決定するものとする。ただし、被害を申し出た者が加害行為をしたと認定した者への懲戒処分を望まない旨を申し述べている場合には、意見書にその旨を明示しなければならない。

- 2 委員会は、前項の必要な各措置及び意見を決定したときは、直ちに、本法人理事長及び当該教育機関の長に通知するとともに、被害を申し出た者及び加害行為を認定した者の双方に通知しなければならない。
- 3 法人の構成員が本規程第 5 条 1 項に違反したことを理由とする、各教育機関における就業規則に基づく懲戒手続は、前項の委員会の通知があった後でなければ開始することができない。ただし、委員会の書面による同意があるときは、この限りではない。

(法人の構成員の調査協力義務)

第 12 条 本法人の構成員は、委員会からハラスメント及び児童生徒性暴力等の疑いのある行為に

つき事実調査の協力を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 本法人の構成員は、前項の事実調査を妨害し、又は事実調査において虚偽の申述若しくは証言をしてはならない。

(守秘義務)

第 13 条 委員会の委員その他事実調査に関与した者は、関係者の個人的情報及び名誉その他の権利を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 4 章 その他

(不利益取扱いの禁止)

第 14 条 本法人およびその構成員は、ハラスメント及び児童生徒性暴力等に関する相談及び救済の申出をした者、又は当該相談及び救済の申出に係る事実調査への協力その他事実の究明に関与した者に対し、そのことを理由に、形態の如何を問わず、不利益な取扱いをしてはならない。

(通報義務)

第 15 条 本法人及び各教育機関の長は、ハラスメント及び児童生徒性暴力に関する事実調査の結果、犯罪に当たると認めるときは、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。

- 2 本法人の構成員のうち教育職員等は、教育職員等による児童生徒性暴力の事実があると思われるときは、当該教育機関の長または本法人へ通報しなければならない。その事実が犯罪であると思われるときは、所轄警察署に告発をしなければならない。

(本規程の改廃)

第 16 条 本法人は、関係法令等に変更があった場合には、本規程を見直し、かつ必要な改廃を行う。

- 2 本規程の改廃は、理事会の議による。

附則

本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。